

平成26年3月28日

条例第12号

(設置)

第1条 住み続けることで健康で幸せになれるまち「健幸都市南丹」を目指すとともに、今後、更なる健幸都市の実現に向けて、住民に密着した健康づくり対策を積極的に推進することにより、住民の健康と福祉の増進に寄与するため、南丹市健幸まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、住民の健康づくりと幸せなまちづくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図る。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 健康推進に関係する住民組織等代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月22日条例第26号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。